

第796回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和5年3月10日(金) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和5年3月10日(金) 午後2時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室
4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 4 | 川嶋 敏明 | 5 | 一戸 実 | 6 | 門上 牧夫 |
| 7 | 新堂 政登 | 8 | 千葉 準一 | 9 | 中村 均 |
| 10 | 北澤 邦彦 | 11 | 浦田 秀人 | 12 | 種市 廣 |
| 13 | 宮古 久光 | 14 | 古田 武信 | 15 | 赤沼 成人 |
| 16 | 沼山 英明 | 17 | 葛巻 広行 | 20 | 駒澤 慎 |
5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

| | | | | | |
|----|--------|---|-------|---|-------|
| 1 | 佐々木 和枝 | 2 | 立崎 京子 | 3 | 月館 啓三 |
| 19 | 月館 操 | | | | |
6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
 - 参 与・・・局 長 小島 一人
 - 次 長 山本 誠
 - 係 長 小比類巻 浩

 - 会議書記・・・主 事 熊野 健太
7. 議 案
 - 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
 - 【議案第2号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 【議案第3号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第4号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
 - 【議案第5号】令和5年度三沢市農業委員会事業計画の策定について
 - 【議案第6号】令和5年度最適化活動の目標について
 - 【議案第7号】三沢市農業振興地域整備計画の変更について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和5年3月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第796回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は11名で、3名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、1番 佐々木委員、2番 立崎委員、3番 月館委員、でございます。また、推進委員につきましては、4名の出席で、月館推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんには、御多忙のところ、第796回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、早いもので、本日は令和4年度としては最後の総会となりました。改めて今年度を振り返りましても、やはり新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかったところであり、先月の研修旅行や大会等も再開されたものもありましたが、やはり例年と異なった年が続きました。

そのような中で、コロナ関係では5回目のワクチン接種も行われており、感染者も減少しておりますが、引き続き予防に努めなければならない状況であると思っております。

一方、我々の活動等に関しましては、今日現在で、今年度の農業者年金新規加入者は3名となり、なんとか目標が達成され、委員の皆様への加入推進活動に対しまして改めて感謝申し上げます。

また、この冬も記録的な大雪に見舞われ、皆様も春に向けての営農準備もあろうかと思いますが、自粛制限が続く中、今しばらく共にご辛抱いただきながら健康に留意され、営農及び委員会活動にご尽力くださるようお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、4番 川嶋 敏明 君、9番 中村 均君を指名いたします。
参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。
次に会期の決定を行います。
お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長 2ページをお開き願います。
報告第1号のうち、初めに2月11日から3月10日までに
行いました主な業務についてご報告いたします。
2月14日に、令和4年度三沢市農業再生協議会第2回幹事会が市役所で開催され、私が出席しております。
2月15日から17日、当委員会の県外視察研修を宮城県で行い、委員及び事務局が研修しております。
2月20日に、県内農業委員会事務局長会議が青森市で開催され、私が出席しております。
また、2月20日から21日、令和4年度上十三支部職員協議会視察研修が岩手県で開催され、事務局より参加しております。

2月22日に、令和4年度三沢市農業再生協議会第2回通常総会が市役所で開催され、会長と私が出席、また、令和4年度三沢市農政審議会が市役所で開催され、会長が出席しております。

3月2日に、県内農業委員会会長会議及び研修会が青森市で開催され、会長が出席しております。

3月7日に第796回総会の議案検討会を開催しております。

3月9日に、令和4年度第18回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが東京都で開催され、佐々木委員が出席しております。同じく3月9日、基盤法等の改正に伴う農地中間管理事業の運営等に関する説明会がオンラインで開催され、事務局が説明を受けております。本日、第796回総会を開催しております。

次に、2月の事務処理状況についてご報告いたします。3条、権利の移転につきましては市の関係が1件の266平米でした。3条の3第1項、相続の届出は7件で、8万3,076平米でした。貸借の解約は52件で、14万1,505平米でした。内容につきましては報告第2号で説明させていただきます。特定農地貸付は1件で、5,692平米でした。ここまでの合計は61件で、23万539平米となっております。

次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が14件で、田、1万1,023平米、畑、8万4,085平米、でした。

続きまして、3月11日から4月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

3月23日に、県農業会議臨時総会が青森市で予定され、会長が出席予定、また同日、第84回常設審議委員会が青森市で予定され、事務局より出席予定です。

4月6日に第797回総会の議案検討会を予定しております。

4月10日に、第797回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。3ページの番号1から20ページの番号52まで、ご覧のとおり貸借契約を解約し、借人を変更する等、52件の届出がありましたので報告するものであります。

21ページをお開き願います。

報告第3号農地転用の許可不要案件についてご説明いたします。農地法第4条第1項の規定に基づき、許可申請が不要であ

る案件について耕作者から届出があったもので、平畑二丁目の畑1筆、2, 260平米の内の198平米に農業用倉庫を建設するものです。場所は平畑温泉の南側約250メートルになります。当該事案は、農地法施行規則第29条第1項第1号により許可不要となります。

次に22ページから25ページになります。

報告第4号農地利用配分計画の認可についてご説明いたします。

公益社団法人あおもり農業支援センターが令和5年1月20日付で認可申請していた農用地利用配分計画について、表のとおり令和5年2月20日付で青森県知事から認可について通知があり、受け手が決まりましたので報告するものであります。

次に26ページから30ページになります。

報告第5号借賃変更に伴う契約変更についてご説明いたします。

番号1から番号58の各筆について、令和5年度分からの借賃料の変更の合意通知が、令和5年2月20日付で借受人であります「公益社団法人あおもり農業支援センター」からありましたので報告するものであります。私からの報告は以上でございます。

議 長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、11番 浦田 秀人 君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《浦田委員一時退席》

議 長

事務局より説明願います。

事務局

それでは31ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、利用権設定の案件に関してご説明します。今回の件数は40件です。

番号1、字庭構の田1筆、2, 190㎡を、10年間の賃貸借契約です。場所は、東北ファームから東に900mほどです。労働力、営農状況について問題はありません。現地確認は、立崎委員、一戸委員、沼山推進委員同行のもと完了しています。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号1番は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、11番 浦田 秀人君の出席を認めます。

《浦田委員復帰》

議長 続いて、番号2から40の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2、字庭構の畑1筆、1, 028㎡を、10年間の賃貸借契約です。場所は、東北ファームから北に500mほどです。労働力、営農状況について問題はありません。現地確認は、立崎委員、一戸委員、沼山推進委員同行のもと完了しています。以上です。

番号3、5、淋代平の田合計6筆、16, 268㎡を、10年間の賃貸借契約です。場所は、淋代屯所から北西に1.5kmおよび、住友化学から東に600mに位置しています。

番号4、淋代平の田1筆、3, 852㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は淋代屯所から東南に1kmに位置しております。番号6から8、字庭構の田計3筆、4, 590㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は、東北ファームから東南に約700mです。

番号9から10、庭構の田計4筆、11, 321㎡を、10年間の賃貸借権設定です。場所は六川目地区から1.5km圏内にあります。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは45ページをお開き願います。

議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は1件です。

番号1、高野沢一丁目の畑1筆、3,668㎡を、知人間による売買の申請です。譲受人は農家の方で、労働力については、申請者を含め3名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われま。場所は三沢農場から北西500mにあり、周辺農地への影響はないと考えられます。

現地確認は立崎委員、一戸委員、沼山推進委員同行のもと完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたします。審議が終了しましたので、8番 千葉 準一 君の出席を認めます。

《千葉委員復帰》

議 長 次に、議案第3号農地転用許可申請に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは46ページをお開きください。

議案第3号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。

今回は4条転用、1件と5条転用、4件の申請であります。4条の番号1番議案第3号資料①と合わせてご覧ください。対象となる土地は、古間木3丁目の畑、2筆の合計898㎡です。場所は、三沢消防署古間木出張所より北へ500mに位置し、周辺は住宅と農地が混在する場所です。転用目的は、米軍ハウス用の貸家建設です。木造平屋建ての貸家2棟と倉庫1棟で建築面積274㎡です。農地区分は、第2種農地ではありますが、代替地の検討もされており、やむを得ないものと認められます。事業費は、総額2000万円で、全額自己資金となります。周辺農地への対策として、隣接には土留めを設置するほか、敷地内は集水柵を設置することから雨水の流出については問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、立崎委員・一戸委員、沼山推進委員により、完了しております。

議長　　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

一戸委員　　4条対象農地について、現地確認の際に、黒土を盛るなどされていたが、行った者との連絡は取れたのでしょうか？

事務局　　行った業者とは連絡が取れており、農地の低くなっているところを均すための黒土であり、すでに作業が完了し、敷鉄板等も撤去しています。

一戸委員　　わかりました。

議長　　他に質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長　　質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長

次に、議案第4号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは49ページをお開きください。

議案第4号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第4号資料でご確認ください。今回の件数は20件です。

番号1、字堀口の畑1筆、775㎡、所在は市立三沢病院の西300mに位置しています。現地調査の結果20年以上前から建物が建っており、非農地証明事務取扱基準に則り非農地の判定となりました。

番号2、岡三沢4丁目の畑1筆、2,153㎡、所在は桂温泉から北東150mに位置しています。現地は住宅に囲まれた場所で雑木林となっていることから非農地の判定となりました。

番号3から7、字古間木山の畑5筆、面積は上から順に920、842、654、907、637㎡、所在は市立第五中学校の北から西150m程度にかけて点在しています。現地は周辺と合わせて森林の様相を呈していることから非農地の判定となりました。

番号8から20まで、字戸崎の畑13筆、面積は上から順に2,581、554、899、420、318、676、1,349、1,486、5,203、3,319、1,946、4,651、579㎡、所在は六川目集落と広域農道の間で点在しています。現地はそれぞれ山林原野化していることから非農地の判定となりました。現地確認については、立崎委員、一戸委員、沼山推進委員同行のもと、完了しております。

今月の非農地判定した筆数は20筆、面積合計30,869㎡となります。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員

番号1について、写真を見ると建物があるが、そういった農地を非農地処理とするのはどうなのか。

事務局

建物が建築されてから20年経過した場合については非農地

とできる市の処理基準に従って今回は行っています。加えて、過去に市の事業で、堆肥場に屋根を付ける事業の対象地とされており、その際に未処理となっていた経緯もあって今回の処理としました。

古田委員 こういった農地はほかにもあるのか。

事務局 あると思われます。

宮古委員 課税はどうなっているのか。

事務局 宅地課税であると聞いています。

議 長 他に質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号令和5年度三沢市農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは51ページをお開きください。
議案第5号令和5年度三沢市農業委員会事業計画の策定についてご説明します。
別紙の議案第5号資料の事業計画（案）をご覧ください。
先ずは、大見出しの

I 基本方針ですが、記載のとおり事業全体の基本となる方針を示しております。次に、

II 重点目標は7項目です。

- (1) 「地域計画」策定に向けた目標地図の作成
- (2) 担い手への農地集積・集約化
- (3) 農地中間管理事業の推進（農地中間管理機構との連携）
- (4) 遊休農地の発生防止・解消

- (5) 農地転用の適正な指導
- (6) 新規就農者の参入促進
- (7) 農業者年金制度の普及啓発・加入促進の7項目が重点目標で
あります。次に、

Ⅲ 会議の開催についてですが、記載のとおり

- (1) 農業委員会総会
- (2) 農業委員会総会議案検討会
- (3) その他の会議と区分して、主な会議を示しております。

(1) の令和5年度の総会日程については、お配りした表のとおり
となっております。会場が変更となる場合がございますので、
毎月の招集通知でご確認下さい。次に、

Ⅳ 活動計画についてですが、年間の主な活動を三つに区分して おります。一つ目は、

1 農政関係活動ですが、これは、地域農業の活性化、農業生産
力の発展及び農業経営の合理化を図るため、各種事業及び活動を
積極的に展開するものであります。

(1) 農地基本台帳の整備・管理

各種の契約、申請、届出及び非農地判定した農地など適正に
処理し、農地基本台帳を適正に管理します

(2) 新規就農者の参入促進

令和5年度の新規参入目標として、経営体数で14経営体、面
積で7.0haを掲げております。この新規参入目標経営体

なお、令和4年度における新規参入につきましては、1経営体
となっております。

(3) 家族経営協定の推進

(4) 情報提供活動

記載のとおりアからオまでの情報提供活動を掲げております。
続いて二つ目、

2 農地関係活動ですが、

これは、農地の流動化及び有効利用に向けた諸施策を推進し、
農地法、農業経営基盤強化促進法及びその他法令等に基づく農地
関連事務の適正な執行に努めるものであります。

(1) 担い手への農地集積・集約化 ア～オに取り組んでいきます。
令和5年度の目標面積は、9.2haとしております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

再生困難な農地についても、非農地判定を進め、遊休農地の
解消を進めて参ります。

令和5年度の遊休農地解消目標面積は、9.2haとしてお
ります。

- (3) 農地転用の適正化
資材置場などに使用している農地について、厳格に指導していきます。

次に三つ目、

3 その他の活動ですが、

- (1) 農業者年金の普及啓発・加入推進
令和5年度の新規加入者目標人数として昨年と同様、3人を設定しております。
因みに、令和3年度の実績見込みは、5人となっております。
- (2) 農業青年会議の育成・支援
- (3) 研修会等への参加
コロナの状況をみながら、出来るだけ研修に参加していきたいと考えております。
- (4) 各種調査の実施・報告
- (5) 記載されているような関係機関からの依頼による各種調査の実施し、必要な情報収集し公表していきます。
以上が今年度の事業計画でございます。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第6号令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 52ページをお開き願います。議案第6号令和5年度最適化活動の目標の設定等についてご説明します。別紙の議案第6号資料をご覧ください。

この目標設定については、農業委員会等に関する法律の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について最適化活動の目標を設定し、公表しなければならないことから定められるものであります。

農業委員会の状況については、農業委員会の現在の体制と農家・農地等の概要について記載しております。

現委員の任期及び人数など現段階の状況を記載しております。各数値は、直近の農業用センサスとなどのデータであります。次に最適化活動の目標でございます。

1、最適化活動の成果目標については

- (1) 農地の集積
- (2) 遊休農地の解消

裏面をご覧ください。

(3) 新規参入の促進の現状及び課題と目標について記載しております。

これまでの集積面積2,433haとなっており、この数値は令和4年度がまだ終わっていないため、令和3年度の実績値であります。令和4年度は離農、解約件数等が増えたことにより、集積率は減少となる見込みです。

農地の集積目標年度及び集積率は、県にあわせて、令和12年度及び集積率90%としております。

令和5年の新規集積面積の目標は121haとしております。遊休農地の解消の①現況及び課題につきましては、昨年夏に実施していただきました農地パトロール及び農政水産課で行っている現地確認の調査結果に基づいて記載いたしました。

1号遊休農地面積は、57ヘクタールであり、そのうち、緑区分が17ヘクタール、黄区分が40ヘクタールであります。

緑区分は、利用されていないが、耕起すれば再生利用可能な農地。黄区分は、利用されておらず、トラクターで耕起ではむずかしいものの重機と併用なら再生可能な農地であります。

②の目標であります。記載のとおり、緑区分の解消目標面積は、9.2ヘクタールとしております。

裏面をお開き願います。

新規参入の促進につきまして、目標が、農地の権利移動面積は過去3か年（令和元年～令和3年）の面積及び平均となります。

新規参入者への貸し付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積は、平均の1割以上となっていることから

23.2ヘクタールを目標にしております。

2、最適化活動の目標でございますが、

これは委員及び最適化推進委員の活動目標について記載しております。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましても、令和4年度は10日でありましたが、達成できませんでしたので、月8日活動する目標日数といたしました。

右の最適化活動を行う農業委員及び最適化委員の人数を記載しております。

(2) 活動強化月間の設定目標についてであります、設定回数は3回とし、取組時期については8月と9月で農地パトロールによる巡回及び遊休農地所有者への解消に向けた指導を実施と2月に担い手集積活動を実施する。

最後になりますが、

(3) 新規参入相談会への参加目標であります、参加回数は1回で時期等は未定であります、新規参入に対する相談会を開催する目標としております。

以上でございますが、こちらの目標設定等についてご承認いただけましたら、ホームページで公表させていただきます。

また、4月以降に今年度の目標に対しての成果を報告する予定であります。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 　　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員 　集積面積の数値については、認定農業者のものか。

事務局 　担当課が集計した認定農業者の面積を記入しております。

議 長 　　他に質疑ございませんか。

質　疑　な　し

議 長 　　質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 　　次に、議案第7号三沢農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局それでは53ページをお開き願います。

議案第7号三沢農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

三沢市農業振興地域整備計画とは、三沢市が今後の農業利用を確保すべき土地として農用地を定める計画であり、その内容を変更する際は農業委員会の意見を伺うこととなっているため、今回の意見が求められたものです。

今回の内容については農用地区域の除外、いわゆる農振除外と言われる変更内容です。

それでは議案の説明に移ります。

番号1 三沢市の不動産会社による特定建築条件付宅地分譲2区画を整備するための農用地区域除外申請です。対象となる土地は字前平の畑1筆522㎡です。

土地所有者については、記載のとおりです。なお、農用地区域除外には5つの要件を満たす必要があり、要件については備考に記載しております。

- ① 代替地の検討がなされているか。検討されている。
- ② 農地の集団性を分断する恐れがないか。分断の恐れがない。
- ③ 利用集積に支障を及ぼす恐れがないか。隣接した農地がないため支障なし。
- ④ 農業用施設等の機能に支障がないか。支障なし。
- ⑤ 基盤事業完了から8年経過しているか。問題なし。

以上のことを踏まえ、整備計画の変更には問題ないと考えます。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたします

《全議案終了》

議長 以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第796回総会を閉会いたします。
皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 4番 川嶋敏明

議事録署名者 9番 中村均